

令和6年11月1日 道路交通法の改正に伴い

自転車の危険な運転 に新しく罰則 が整備

①運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は「6月以下の懲役又は10万円以下の罰金」、交通の危険を生じさせた場合「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」となります。



②酒気帯び運転及びほう助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」、自転車の提供者は「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」、酒類の提供者・同乗者は「2年以下の懲役又は30万円以下の罰金」となります。

重大事故を防ぐために、交通ルールを遵守しましょう。

夜間などにお出かけの際は

反射材の着用 と 明るい色の服 の着用を！！

